

～こんなトラブルに要注意！事例に学ぶ対処法～

親しい仲間同士の繋がりを利用した マルチ取引の勧誘に注意！！

■事例（50代）

知人夫婦から久しぶりに会おうと喫茶店に呼び出された。来るとは知らなかった別の知人から健康食品のマルチ取引を勧誘された。2人だけ紹介すればすぐにお金が入るという。

「お金がない」と何度も断ったが、知人夫婦が支払いを立て替えてくれるというので、断り切れず自宅で契約した。返品解約したい。

断る勇気を持って！！



アシボーくん

※※ 一言アドバイス ※※

- 友人や知人を勧誘して買い手を増やしていくマルチ取引の勧誘が親しい仲間同士のつながりを利用して行われるケースがみられます。
- 「人を紹介すれば報酬が得られる」「月〇〇万円稼げる」などの説明をうのみにせず、事業者の実態やもうけ話の仕組み、解約方法等をよく確認しましょう。
- たとえ親しい人や仲間からの誘いであっても、必要のない契約であれば「契約しない」ときっぱり断りましょう。
- 被害の早期発見や拡大防止のためにも、家族や周囲の人は変わった様子がないかなど、日頃から気を配りましょう。

★おかしいなと思ったら、一人で悩まずにご相談ください
市役所 消費生活相談窓口 ☎ 27-7361

